

千葉県異常水質対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の公共用水域（海域を除く）において、異常水質が発生し、又は発生する恐れがある場合における連絡、調査、被害防止等に係る関係課の役割及び協力体制を明確にすることにより、被害の防止及び未然防止を図ることを目的とする。

(異常水質の定義)

第2条 この要綱において「異常水質」とは、次に掲げる事態をいう。

- (1) 有害物質及び指定物質の流出等の事態
- (2) 油類等の浮遊等の事態
- (3) 魚類の浮上、へい死等の事態
- (4) その他著しい濁り、着色、発臭等の事態

(関係課及び分担事項)

第3条 関係課及び分担事項は、別表1-1（関係機関）及び別表1-2（関係課）のとおりとする。

(通報連絡体制)

第4条 公共用水域において、異常水質を発見し、又は異常水質に関する通報を得た関係課は、速やかに環境規制課に連絡し、環境規制課は、別表1-1（関係機関）及び別表1-2（関係課）のうち当該異常水質に関係する課に連絡する。

2 連絡事項は、別表2に掲げる事項とする。

(対策の実施体制)

第5条 公共用水域において、異常水質が発生したときは、その規模、被害の状況等から市民生活に与える影響を総合的に勘案し、次のいずれかの体制で対応する。

- 2 影響が軽微と認められる場合は、当該異常水質に関係する課で協議し、必要な対策を講じる。
- 3 環境規制課及び関係する課で協議の結果、影響が相当程度に及ぶと判断される場合は、関係課が連携し、総合的に必要な対策を講じる。

(対策の実施)

第6条 公共用水域において異常水質が発生した場合に、該当する関係課は次の対策を迅速に行う。

- 2 速やかに現地調査を実施し、その結果を環境規制課に報告する。現地調査事項は、別表3に掲げる事項とする。
- 3 千葉市の公共用水域に関連する自治体は、各自治体の取り決めに従い対応する。
- 4 発生源対策として、その発生の継続を阻止するために、異常水質の原因を究明し、必要な措置を講じる。
- 5 拡散防止及び除去対策として、オイルフェンスの敷設による油類の流下・拡散防止及びオイルマットなどによる除去対策等を行う。
- 6 被害防止対策のために資材等の提供を求められた場合は、これに協力し、かつ、最善の対策を講じる。
- 7 利水及び人の健康等に影響を及ぼす恐れのある場合は、各所管において広報等により一般への周知を図る。
- 8 被害防止対策の実施状況を速やかに把握し、環境規制課に報告する。

(異常水質の収束)

第7条 環境規制課は、関係する課から被害防止対策を継続する必要が認められなくなった旨の報告があった場合は、関係課に異常水質の収束の連絡を行う。

(関係課の未然防止等の役割)

第8条 異常水質を未然に防止するため、有害物質、指定物質、油類等を使用する者に対し、事故防止及び事故発生時の応急措置並びに市民に対して水環境保全に関する啓発等に努める。

- 2 異常水質による被害防止対策に要する資材等の備蓄に努める。
- 3 異常水質に迅速に対応するため、常に異常水質に関する情報の収集、整理及び異常水質対策技術の修得に努める。

(公表)

第9条 関係課は、異常水質の社会的影響を考慮し、各所管において公表が必

要と判断される場合は速やかに実施する。

(事務局)

第10条 この要綱の運用に関する事務は、環境規制課が所掌する。

(会議の開催)

第11条 環境規制課は、必要があると判断される場合は、必要な関係課を招集し、「千葉市異常水質対策要綱に関する会議」を開催することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行にともない、千葉市異常水質通報・連絡等実施要領（平成4年9月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行にともない、公共用水域（千葉港湾区域を除く）における流出油処理要領（平成6年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 - 1

関係機関		分担事項
千葉県水質保全課		千葉県異常水質対策要領の事務局として、千葉市との連絡調整等を行う。
流域自治体	船橋市 環境保全課	船橋市における異常水質の窓口として、千葉市との連絡調整等を行う。
	市原市 環境管理課	市原市における異常水質の窓口として、千葉市との連絡調整等を行う。
	習志野市 環境政策課	習志野市における異常水質の窓口として、千葉市との連絡調整等を行う。
	八千代市 環境保全課	八千代市における異常水質の窓口として、千葉市との連絡調整等を行う。
	四街道市 環境政策課	四街道市における異常水質の窓口として、千葉市との連絡調整等を行う。
	佐倉市 生活環境課	佐倉市における異常水質の窓口として、千葉市との連絡調整等を行う。
	八街市 環境課	八街市における異常水質の窓口として、千葉市との連絡調整等を行う。

別表 1 - 2

関係課	分担事項
環境科学課	採水された検体の分析及び考察を行う。
産業廃棄物指導課	廃棄物に起因する場合に必要な措置を行う。
収集業務課	廃棄物に起因する場合に必要な措置を行う。
環境保全課	傷病鳥獣に関する必要な措置を行う。
農業生産振興課	コイヘルペスに関する千葉県との連絡調整を行う。
各公園緑地事務所	公園管理上、必要な措置を行う。
動物公園	大池の管理上、必要な措置を行う。
土木管理課	道路の排水施設に関する必要な措置を行う。
各土木事務所	
下水道営業課	下水道管理上必要な措置を行う。
下水道維持課	
総合治水課	河川管理上必要な措置を行う。
消防局警防部指令課	消防に関する連絡窓口および消防隊の出動に関して必要な措置を行う。
環境規制課	千葉市異常水質対策要綱の事務局として、関係課との連絡調整、検体分析の依頼及び必要に応じ現地調査を行う。

別表 2 連絡事項

- 1 情報提供者
- 2 情報入手日時
- 3 異常水質発見時刻
- 4 異常水質発生推定時刻
- 5 異常水質発生場所
- 6 推定原因物質及び数量
- 7 推定原因者
- 8 被害の状況
- 9 拡大の恐れ

別表3 現地調査事項

- | | |
|---|------------|
| 1 | 調査時刻 |
| 2 | 異常水質発生推定時刻 |
| 3 | 異常水質発生場所 |
| 4 | 推定原因物質及び数量 |
| 5 | 推定原因者 |
| 6 | 被害の状況 |
| 7 | 拡大の恐れ |
| 8 | 対策の必要性 |